

監査委員公表第1号

地方自治法第199条第14項の規定により，令和2年12月14日
付けで公表した定期監査の結果に基づき，海田町教育委員会教育長から
措置を講じた旨の通知があったので，別紙のとおり公表する。

令和3年1月14日

海田町監査委員

永 海 房 雄

海田町監査委員

前 田 勝 男

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査	
監査実施期間	令和2年11月10日・12日	
措置を講じた部署	教育委員会	
所管課等	【指摘事項等】	【措置内容】
学校教育課	単価契約を締結している物品について、購入の度に業者に履行届を提出させているが、単価契約を締結していることから、履行届を提出させなくても、支出負担行為の起票で可能と思われるので、研究されたい。	海田町財務規則第64条の規定により、物件の納入を完了したときは、その旨を届けさせなければならないため、単価契約を締結している物品についても、納入の度に契約の相手方に契約履行届を提出させることにより対応したい。
	学校教育課及び小・中学校の予算について、新型コロナウイルス感染症の影響で学校の休業や行事の中止により執行率の低い費目が見受けられた。不用額が生じることはやむを得ないが、必要とするものについては計画的に執行されたい。	行事の中止等による不用額の精査を行い、必要なものについては計画的に執行する。
	予定価格20万円以下の契約の締結については、学校長等に事務委任しているところであるが、複数の学校で購入する物品で20万円以下のものでも学校教育課で契約に関する事務を処理している事例が見受けられた。各学校長から学校教育課に依頼があった	事務委任の趣旨を踏まえたうえで、経費の節減等により、学校教育課において処理が必要であると認められるものについては一括購入を行う。

	こと、また、一括購入することで経費の節減につながることは理解できるが、迅速に事務処理を行うという委任の趣旨を踏まえた運用をされたい。	
生涯学習課	学校の屋外運動場及び屋内運動場の開放について、従来は警備員が配置されていたため、使用開始と終了時間の確認ができていたが、学校の警備が機械警備に変更されたことから、これらの時間の確認がなされていないとのことであった。生涯学習課として時間の確認は必要と思われるので、確認方法について検討されたい。	今後は、警備会社が作成する警備報告書にて確認する。
	スポーツ推進委員は、スポーツの実技指導、スポーツ活動促進のための組織の育成を図ること及びスポーツの行事又は事業に関し協力すること等が職務であるが、近年は、スポーツ行事又は事業への協力が主たる活動となっているように見受けられるので、活動内容の充実について検討されたい。	スポーツ推進委員の周知をはかり、自治会等への実技指導のためスポーツ推進委員を派遣するなどに努める。
	海田町民文化振興会と音楽祭実行委員会のメンバーがほとんど同一とのことなので、音楽祭を文化振興会の主催事業として文化振興会の補助金に一本化することについて検討されたい。	令和３年度より、(仮称)海田町文化スポーツ協会の活動に統合する。

	ふるさと館の土地面積について、実測と公簿とで数量に大きな差が生じているにもかかわらず、公簿面積の更正を行っていない。このような事例は他の公有財産にも見受けられたので、全体的にどのように整理するか検討されたい。	今後、売買等で変動があった際に合わせて、公簿面積の更正を行っていくよう取り組んでいく。(財政課)
	海田東公民館のプロパン庫破損事故について、生涯学習課長までの報告となっていたが、事案を考慮すると教育長まで報告しておくべきであった。また、財務規則には、財産が損傷した場合は、事故の発生日時、原因、内容及び被害の状況等を直ちに財政課長及び企画部長に報告するよう規定されているにもかかわらず、報告されていなかった。このような事例が再発しないよう留意されたい。	今後はただちに報告する。
	海田東公民館の職員配置について、前年度までは館長、一般職及び臨時職員をそれぞれ1名ずつ配置していたが、今年度からは新任の館長1名及び会計年度任用職員2名を配置している。会計年度任用職員はあくまでも事務の補佐であり、講座の企画等の主たる業務は館長が処理することとなるため、その負担は大きいと思われる。また、公民館は社会教育の核となる施設で	総務課に要望する。

	あり，その果たす役割は多岐にわたることから，体制の強化が必要と思われるので，来年度は一般職の配置を検討されたい。	
	海田町公民館管理運営規則には，公民館に備え付けるべき表簿として公民館沿革誌，公民館日誌，備品台帳等が規定されているが，公民館沿革誌及び公民館日誌は見当たらないとのことであった。公民館日誌については，先日から，職員の情報共有のため作成しているとのことですが，公民館沿革誌については永久保存と規定されていることから，経緯を調査するとともに，対応策について検討されたい。また，備え付けるべき表簿を規則に規定することの是非についても併せて検討されたい。	公民館沿革誌については，存在を調査したが，沿革誌と呼べるものは見つからなかった。今後，公民館管理運営規則全般について見直しを行う。